

防官文第15443号
27.10.1
一部改正 防官文第14477号
29.9.29
一部改正 防官文第5440号
30.4.1
一部改正 防官文第6336号
31.3.29
一部改正 防官文第6555号
令和元年9月2日
一部改正 防官文第10050号
令和2年7月1日

大臣官房長
各局長 殿
統合幕僚長
防衛装備庁長官

総括文書管理者
大臣官房長
(公印省略)

防衛省本省の内部部局における行政文書の管理要領について（通達）

防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）第33条の規定に基づき、下記のとおり防衛省本省の内部部局における行政文書の管理要領について必要な事項を定めたので通達する。

なお、官文第4027号（23.4.1）は、廃止する。

記

1 行政文書の管理に係る帳簿

防衛省行政文書管理規則（別表第1において「訓令」という。）及び防衛省行政文書管理細則（官文第4026号。23.4.1。以下「通達」という。）に規定する措置その他防衛省本省の内部部局（以下「内部部局」という。）における行政文書の管理のため必要な措置に係る帳簿を、別表第1のとおり備え付けるものとする。

2 文書管理者

通達第2第6項第1号に規定する内部部局に置かれる文書管理者は、別表第2のとおりとする。

3 文書管理担当者等

- (1) 通達第2第7項第1号に規定する文書管理担当者は、課等の先任部員又はこれに準ずる者をもって充てるものとする。
- (2) 通達第2第7項第5号に規定する文書管理担当者の補助者を複数指定する場合は、その代表者を定めるものとする。
- (3) 文書管理者は、通達第4第1項第1号の規定による受付番号を付与する者として、受付担当者を指定するものとする。
- (4) 文書管理者は、文書管理担当者の補助者又は受付担当者を指定したときは、別紙様式第1により、副総括文書管理者に通知するものとする。
- (5) 前号の通知は、各局に置かれる文書管理者にあつては副主任文書管理者を通じて行うものとする。

4 電子掲示板等を活用する文書作成

文書管理者は、所掌事務に係る事項について内部部局に周知する文書を作成し、又は継続的に使用する様式を定める文書を作成した場合その他必要な場合は、当該文書を内部部局の当該課等のホームページ等に掲載するよう努めるものとする。

5 接受

通達第4第2項に規定する書留の郵便物、その取扱いにおいて引受け若しくは配達記録をする郵便物又はこれらに準ずるものを接受したときは、文書課において郵便受付番号又は電報受付番号をそれぞれ付与し、関係のある課等に送付する。

6 標準文書保存期間基準の作成

文書管理者は、通達第7第2項第4号に規定する標準文書保存期間基準の作成に当たっては、別表第3の防衛省本省内部部局における行政文書の保存期間基準を参酌して作成するものとする。

7 行政文書を配布する場合に用いる標準的な様式

通達第8第1項第4号に規定する行政文書を配布する場合に用いる標準的な様式は、別紙様式第2を例とする。

8 ファイリング用具の表示等

通達第8第3項第3号に規定するファイリング用具の表示等は、原則として、文書管理システムを用いて作成するものとする。

9 集中管理

通達第8第7項に規定するもののほか、内部部局における集中管理の要領は、原則として、次の各号に定めるところにより、これを行うものとする。

- (1) 次に掲げる行政文書（統合幕僚監部及び防衛装備庁において起案された文書を含む。）は、決裁終了後、速やかに副総括文書管理者に引継ぎを行うものとする。
 - ア 防衛省行政文書管理規則別表第1の第1の項から第5の項までに該当する決裁文書
 - イ 訓令（防衛庁訓令及び防衛庁内訓、陸上自衛隊内訓、海上自衛隊内訓並びに航空自衛隊内訓として制定されたものを含む。）の制定、改正及び廃止に関する決裁文書
 - ウ 行動命令に関する決裁文書
 - エ 一般命令に関する決裁文書
 - オ 防衛大臣指示（長官指示として発せられたものを含む。）に関する決裁文書
 - カ 防衛省における文書の形式に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第38号）第15条第2項第1号及び第2号に掲げるもの（事務次官以上の決裁を要するものに限る。）
- (2) 前号に掲げる行政文書に係る行政文書ファイル等の行政文書ファイル管理簿への登録の措置は、副総括文書管理者において行うものとする。
- (3) 通達第8第7項第1号に規定する行政文書ファイル等は、毎年度、副総括文書管理者が定めるところにより、引継ぎを行うものとする。
- (4) 通達第8第7項第2号に規定する行政文書ファイル等（第1号に掲げるものを除く。）は、その都度、集中管理の可否について検討を行うものとする。
- (5) 副総括文書管理者に引継ぎを行った行政文書ファイル等の保存に関する業務は副総括文書管理者において行うが、当該行政文書ファイル等の内容に関する責任は、引継ぎを行う前の当該行政文書ファイル等の文書管理者（以下「原文書管理者」という。）が負うものとする。例えば、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）の規定により秘に指定された文書については、当該指定を行った管理者及びその指定する保全責任者が、条件変更、破棄等の事務を行い、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）及び行政機関の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第58号）に基づく開示請求等がなされた場合は、原文書管理者が対応するものとする。
- (6) 原文書管理者は、副総括文書管理者に引き継いだ行政文書ファイル等の写しを作成し、標準文書保存期間基準に示された業務プロセスに係る行政文書と同一の行政文書ファイルにまとめて保存するものとする。この場合において、原文書管理者は、引き継いだ行政文書ファイル等の保存期間との整合性を図るものとする。

10 受付番号印及び決裁済認印

受付番号印及び決裁済認印の様式は別紙様式第3のとおりとする。

別紙様式第1
発簡番号
発簡年月日

文書管理担当者補助者等指定通知書

副総括文書管理者
大臣官房文書課長 殿

文書管理者
〇〇局〇〇課長
(公印省略)

防衛省本省の内部部局における行政文書の管理要領について（防官文第15443号。27.10.1）第3項第4号の規定に基づき、〇〇局〇〇課（〇〇室）の文書管理担当者補助者等を下記のとおり通知する。

記

補助者		受付担当者		備考
職名	氏名	職名	氏名	

文 書 管 理 情 報			
文書管理者： 一元的管理に： 責任を有する者 分 類： 作成年月日： 取得年月日： 保存期間： 保存期間満了日： 本紙含め： 配布先：以下のとおり	開示	部分開示	不開示
	作成時	区分： 1 2 3 4 5 6	
			理由：
		枚・冊	箇所

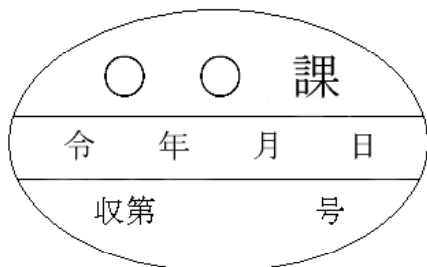
資料配布票

件 名	
配布年月日	年 月 日 ()
配布元	〇〇局〇〇課 担当者名(内線)

配		布		先	
大臣 ⑤	大臣官房長	整備	整備計画局長	地方	地方協力局長
副大臣 ③	秘書課	計	防衛計画課	協	地方協力局次長
〇〇大臣政務官 ③	文書課	画	情報通信課		地方協力企画課
〇〇大臣政務官 ③	企画評価課	局	施設計画課		地方調整課
大臣政策参与	広報課	人	施設整備官		周辺環境整備課
事務次官 ②	会計課		事		提供施設計画官
防衛審議官 ②	監査課	教	施設技術管理官		補償課
政策立案総括審議官	訟務管理官	育	人事教育局長		施設管理課
衛生監	防衛政策局長	局	人事計画・補任課		提供施設課
施設監	〇〇防衛政策局次長	局	給与課		労務管理課
報道官	〇〇防衛政策局次長		厚生課		人材育成課
公文書監理官	防衛政策課		厚生課	局	調達官
サイバーセキュリティ・情報化審議官	戦略企画課		サービス管理官		
〇〇審議官	日米防衛協力課		衛生官		
〇〇審議官	国際政策課				
〇〇審議官	運用政策課				
〇〇審議官	調査課				
〇〇審議官	訓練課				
〇〇審議官	参事官				
防衛大学校	防衛医科大学校		防衛研究所		統合幕僚監部
陸上幕僚監部	海上幕僚監部		航空幕僚監部		情報本部
防衛監察本部	北海道防衛局		東北防衛局		北関東防衛局
南関東防衛局	近畿中部防衛局		中国四国防衛局		九州防衛局
沖縄防衛局	防衛装備庁		司令部参事官		

注：必要に応じ、配布元の局課等内の配布先等を追加することができる。

1 受付番号印



2 決裁済認印



別表第1

行政文書の管理に係る帳簿

帳簿名	作成単位	作成責任者	関連規則
行政文書ファイル管理簿	文書管理者	文書管理者 (※)	訓令第2条第3号
移管・廃棄簿	文書管理者	文書管理者 (※)	訓令第22条第3項
受付簿 (文書受付台帳)	文書管理者	文書管理者	通達第4第1項
電報受付簿	内部部局	副総括文書管理者	通達第4第2項
特殊郵便受付簿	内部部局	副総括文書管理者	
経由文書簿	内部部局	副総括文書管理者	通達第4第3項
決裁簿 (文書発簡台帳)	内部部局	副総括文書管理者	通達第5第1項第2号

※ 副総括文書管理者が内部部局に係る帳簿全体を取りまとめる。

文書管理者

局等	文書管理者
大臣官房	秘書課長
	文書課長
	企画評価課長
	広報課長
	会計課長
	監査課長
	訟務管理官
防衛政策局	防衛政策課長
	戦略企画課長
	日米防衛協力課長
	国際政策課長
	運用政策課長
	調査課長
	訓練課長
	参事官
整備計画局	防衛計画課長
	情報通信課長
	施設計画課長
	施設整備官
	提供施設計画官
	施設技術管理官
人事教育局	人事計画・補任課長
	給与課長
	人材育成課長
	厚生課長
	服務管理官
	衛生官
地方協力局	地方協力企画課長
	地方調整課長
	周辺環境整備課長
	防音対策課長
	補償課長
	施設管理課長
	提供施設課長
	労務管理課長
	沖縄調整官
	調達官

防衛省本省内部部局における行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	具体例	保存期間	訓令別表第2該当項	保存期間満了時の措置
法令の制定又は改廃及びその経緯						
1 法律 （法律の制定又は改廃及びその経緯）	(1) 立案の検討	ア 立案基礎文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定 	30年	2(1)ア1(1)	移管
		イ 立案の検討に関する審議会等文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事の記録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言 			
		ウ 立案の検討に関する調査研究文書（一の項イ）	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 			
	(2) 法律案の審査	ア 法律案の審査の過程が記録された文書（一の項ロ）	<ul style="list-style-type: none"> 法制局提出資料 審査録 	2(1)ア1(2)		
	(3) 他の行政機関への協議	ア 行政機関協議文書（一の項ハ）	<ul style="list-style-type: none"> 各省への協議案 各省からの質問意見 各省からの質問意見に対する回答 	2(1)ア1(3)		
	(4) 閣議	ア 閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書（一の項ニ）	<ul style="list-style-type: none"> 5点セット（要綱、法律案、理由、新旧対照条文及び参照条文） 閣議請議書 案件表 配付資料 	2(1)ア1(4)		
	(5) 国会審議	ア 国会審議文書（一の項ヘ）	<ul style="list-style-type: none"> 議員への説明 趣旨説明 想定問答 答弁書 国会審議録・内閣意見案・同案の閣議請議書 	2(1)ア1(5)		
	(6) 官報公示その他の公布	ア 官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	<ul style="list-style-type: none"> 官報の写し 	2(1)ア1(6)		
	(7) 解釈又は運用の基準の設定	ア 解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（一の項チ）	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 	2(1)ア1(7)		
			イ 解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（一の項チ）	<ul style="list-style-type: none"> 逐条解説 ガイドライン 訓令、通達又は告示 運用の手引 		
2 国際約束 （条約その他の国際約束の締結及びその経緯）	(1) 締結の検討	ア 外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。）との交渉に関する文書及び解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書（二の項イ及びニ）	<ul style="list-style-type: none"> 交渉開始の契機 交渉方針 想定問答 逐条解説 	30年	2(1)ア2(1)	移管（経済協力関係等で定型化し、重要性がないものは除く。）
		イ 他の行政機関の質問若しくは意見又はこれらに対する回答に関する文書その他の他の行政機関への連絡及び当該行政機関との調整に関する文書（二の項ロ）	<ul style="list-style-type: none"> 各省への協議案 各省からの質問意見 各省からの質問意見に対する回答 			
		ウ 条約案その他の国際約束の案の検討に関する調査研究文書及び解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書（二の項ハ及びニ）	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 			
	(2) 条約案の審査	ア 条約案その他の国際約束の案の審査の過程が記録された文書（二の項ハ）	<ul style="list-style-type: none"> 法制局提出資料 審査録 	2(1)ア2(2)		
	(3) 閣議	ア 閣議を求めるとの決裁文書及び閣議に提出された文書（二の項ニ）	<ul style="list-style-type: none"> 閣議請議書 案件表 配付資料 	2(1)ア2(3)		
	(4) 国会審議	ア 国会審議文書（二の項ニ）	<ul style="list-style-type: none"> 議員への説明 趣旨説明 想定問答 答弁書 国会審議録 	2(1)ア2(4)		
	(5) 締結	ア 締結に関する文書（二の項ホ）	<ul style="list-style-type: none"> 署名本書 調印書 	2(1)ア2(5)		
	(6) 官報公示その他の公布	ア 官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）	<ul style="list-style-type: none"> 官報の写し 	2(1)ア2(6)		

3 政令 (政令の 制定又は 改廃及び その経緯)	(1) 立案の検討	ア 立案基礎文書 (一の項イ)	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定 	30年	2(1)ア3(1)	移管	
		イ 立案の検討に関する審議会等文書 (一の項イ)	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事の記録 配付資料 中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言 				
		ウ 立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 				
	(2) 政令案の審査	ア 政令案の審査の過程が記録された文書 (一の項ロ)	<ul style="list-style-type: none"> 法制局提出資料 審査録 				2(1)ア3(2)
	(3) 意見公募手続	ア 意見公募手続文書 (一の項ハ)	<ul style="list-style-type: none"> 政令案 趣旨、要約、新旧対照条文及び参照条文 意見公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由 				2(1)ア3(3)
	(4) 他の行政機関への協議	ア 行政機関協議文書 (一の項ハ)	<ul style="list-style-type: none"> 各省への協議案 各省からの質問意見 各省からの質問意見に対する回答 				2(1)ア3(4)
	(5) 閣議	ア 閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書 (一の項ニ)	<ul style="list-style-type: none"> 5点セット (要綱、政令案、理由、新旧対照条文及び参照条文) 閣議請議書 案件表 配付資料 				2(1)ア3(5)
(6) 官報公示その他の公布	ア 官報公示に関する文書その他の公布に関する文書 (一の項ト)	<ul style="list-style-type: none"> 官報の写し 	2(1)ア3(6)				
	(7) 解釈又は運用の基準の設定	ア 解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 (一の項チ)	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 	2(1)ア3(7)			
イ 解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書 (一の項チ)		<ul style="list-style-type: none"> 逐条解説 ガイドライン 訓令、通達又は告示 運用の手引 					
4 省令 (省令の 制定又は 改廃及び その経緯)	(1) 立案の検討	ア 立案基礎文書 (一の項イ)	<ul style="list-style-type: none"> 基本方針 基本計画 条約その他の国際約束 大臣指示 政務三役会議の決定 	30年	2(1)ア4(1)	移管	
		イ 立案の検討に関する審議会等文書 (一の項イ)	<ul style="list-style-type: none"> 開催経緯 諮問 議事の記録 配付資料 中間報告、最終報告又は提言 				
		ウ 立案の検討に関する調査研究文書 (一の項イ)	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 				
	(2) 意見公募手続	ア 意見公募手続文書 (一の項ハ)	<ul style="list-style-type: none"> 省令案 趣旨、要約、新旧対照条文及び参照条文 意見公募要領 提出意見 提出意見を考慮した結果及びその理由 				2(1)ア4(2)
	(3) 制定又は改廃	ア 省令その他の規則の制定又は改廃のための決裁文書 (一の項ホ)	<ul style="list-style-type: none"> 省令案 理由、新旧対照条文及び参照条文 				2(1)ア4(3)
	(4) 官報公示	ア 官報公示に関する文書 (一の項ト)	<ul style="list-style-type: none"> 官報の写し 				2(1)ア4(4)
	(5) 解釈又は運用の基準の設定	ア 解釈又は運用の基準の設定のための調査研究文書 (一の項チ)	<ul style="list-style-type: none"> 外国・自治体・民間企業の状況調査 関係団体・関係者のヒアリング 				2(1)ア4(5)
イ 解釈又は運用の基準の設定のための決裁文書 (一の項チ)		<ul style="list-style-type: none"> 逐条解説 ガイドライン 訓令、通達又は告示 運用の手引 					

閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議（これらに準ずるものを含む。）の決定又は了解及びその経緯						
5 閣議 （閣議の決定又は了解及びその経緯）	(1) 質問主意書及び国会答弁 （質問主意書に対する答弁に関する閣議の求め及び国会に対する答弁その他の重要な経緯）	ア 答弁の案の作成の過程が記録された文書（四の項イ）	・法制局提出資料 ・審査録	30年	2(1)ア5(1)	移管
		イ 閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（四の項ロ）	・答弁案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料			
	(2) 基本方針、基本計画、白書等 （基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に付された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯（1の項から4の項まで及び5の項（1）に掲げるものを除く。））	ア 立案基礎文書（五の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定		2(1)ア5(2)	
イ 立案の検討に関する審議会等文書（五の項イ）		・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言				
ウ 立案の検討に関する調査研究文書（五の項イ）		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パブコメ				
エ 行政機関協議文書（五の項ロ）		・各省への協議案 ・各省からの質問意見 ・各省からの質問意見に対する回答				
オ 閣議を求めるための決裁文書及び閣議に提出された文書（五の項ハ）		・基本方針案 ・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書 ・案件表 ・配付資料				
6 関係会議等 （関係行政機関の長で構成される会議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯）	(1) 関係会議等に係る経緯等 （関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯）	ア 会議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（六の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	10年	2(1)ア6	移管
		イ 会議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（六の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング			
		ウ 会議の決定又は了解に係る案の検討に関する行政機関協議文書（六の項イ）	・各省への協議案 ・各省からの質問意見 ・各省からの質問意見に対する回答			
		エ 会議に検討のための資料として提出された文書（六の項ロ）及び会議（国務大臣を構成員とする会議に限る。）の議事が記録された文書	・配付資料 ・議事の記録			
		オ 会議の決定又は了解の内容が記録された文書（六の項ハ）	・決定了解文書			
7 省議等 （省議（これに準ずるものを含む。この項において同じ。）の決定又は了解及びその経緯）	(1) 省議等に係る経緯等 （省議の決定又は了解に関する立案の検討その他の重要な経緯）	ア 省議の決定又は了解に係る案の立案基礎文書（七の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示	10年	2(1)ア7	移管
		イ 省議の決定又は了解に係る案の検討に関する調査研究文書（七の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング			
		ウ 省議に検討のための資料として提出された文書（七の項ロ）及び省議（大臣を構成員とする省議に限る。）の議事が記録された文書	・配付資料 ・議事の記録			
		エ 省議の決定又は了解の内容が記録された文書（七の項ハ）	・決定了解文書			
複数の行政機関による申合せ又は他の行政機関若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯						
8 申合せ （複数の行政機関による申合せ及びその経緯）	(1) 申合せに係る経緯等 （複数の行政機関による申合せに関する立案の検討及び他の行政機関への協議その他の重要な経緯）	ア 申合せに係る案の立案基礎文書（八の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示	10年	2(1)ア8	移管
		イ 申合せに係る案の検討に関する調査研究文書（八の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング			
		ウ 申合せに係る案の検討に関する行政機関協議文書（八の項イ）	・各省への協議案 ・各省からの質問意見 ・各省からの質問意見に対する回答			

		エ 他の行政機関との会議に検討のための資料として提出された文書及び当該会議の議事が記録された文書その他申合せに至る過程が記録された文書（八の項ロ）	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料			
		オ 申合せの内容が記録された文書（八の項ハ）	・申合せ			
9 他の行政機関に対して示す基準（他の行政機関に対して示す基準の設定及びその経緯）	(1) 基準に係る経緯等（基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯）	ア 立案基礎文書（九の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	10年	2(1)ア9	移管
		イ 立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言			
		ウ 立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング			
		エ 基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）	・基準案			
		オ 基準を他の行政機関に通知した文書（九の項ハ）	・通知			
10 地方公共団体に対して示す基準（地方公共団体に対して示す基準の設定及びその経緯）	(1) 基準に係る経緯等（基準の設定に関する立案の検討その他の重要な経緯）	ア 立案基礎文書（九の項イ）	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	10年	2(1)ア10	移管
		イ 立案の検討に関する審議会等文書（九の項イ）	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言			
		ウ 立案の検討に関する調査研究文書（九の項イ）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング			
		エ 基準を設定するための決裁文書その他基準の設定に至る過程が記録された文書（九の項ロ）	・基準案			
		オ 基準を地方公共団体に通知した文書（九の項ハ）	・通知			
個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯						
11 個人の権利義務（個人の権利義務の得喪及びその経緯）	(1) 審査基準等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯）	ア 立案の検討に関する審議会等文書（十の項）	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言	10年	2(1)ア11(1)	移管
		イ 立案の検討に関する調査研究文書（十の項）	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング			
		ウ 意見公募手続文書（十の項）	・審査基準案処分基準案行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由			
		エ 行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書（十の項）	・審査基準案処分基準案行政指導指針案			
		オ 行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書（十の項）	・標準処理期間案			
	(2) 許認可等（行政手続法第2条第3号の許認可等（以下「許認可等」という。）に関する重要な経緯）	ア 許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書（十一の項）	・審査案 ・開示決定案 ・理由	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	2(1)ア11(2)	廃棄

	(3) 不利益処分等 (行政手続法第2条第4号の不利益処分(以下「不利益処分」という。)に関する重要な経緯)	ア 不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十二の項)	・処分案 ・理由	5年	2(1)ア11(3)	廃棄
	(4) 補助金等 (補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項の補助金等をいう。以下同じ。)の交付に関する重要な経緯)	ア 交付の要件に関する文書(十三の項イ)	・交付規則交付要綱実施要領 ・審査要領選考基準	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	2(1)ア11(4)	以下について移管 ・補助金等の公布の要件に関する文書
		イ 交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ)	・審査案 ・理由			
		ウ 補助事業等実績報告書(十三の項ハ)	・実績報告書			
	(5) 不服申立て等 (不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯)	ア 不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ)	・不服申立書 ・録取書	裁決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	2(1)ア11(5)	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
		イ 審議会等文書(十四の項ロ)	・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議又は意見			
ウ 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ)		・弁明書 ・反論書 ・意見書				
エ 裁決書又は決定書(十四の項ニ)		・裁決決定書				
(6) 訴訟 (国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯)	ア 訴訟の提起に関する文書(十五の項イ)	・訴状 ・期日呼出状	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	2(1)ア11(6)	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの	
	イ 訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ)	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論証人等調書 ・書証				
	ウ 判決書又は和解調書(十五の項ハ)	・判決書 ・和解調書				
12 法人の権利義務 (法人の権利義務の得喪及びその経緯)	(1) 審査基準等 (行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準、同号ニの行政指導指針及び同法第6条の標準的な期間に関する立案の検討その他の重要な経緯)	ア 立案の検討に関する審議会等文書(十の項)	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言	10年	2(1)ア12(1)	移管
		イ 立案の検討に関する調査研究文書(十の項)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング			
		ウ 意見公募手続文書(十の項)	・審査基準案処分基準案行政指導指針案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由			
		エ 行政手続法第2条第8号ロの審査基準、同号ハの処分基準及び同号ニの行政指導指針を定めるための決裁文書(十の項)	・審査基準案処分基準案行政指導指針案			
		オ 行政手続法第6条の標準的な期間を定めるための決裁文書(十の項)	・標準処理期間案			
(2) 許認可等 (許認可等に関する重要な経緯)	ア 許認可等をするための決裁文書その他許認可等に至る過程が記録された文書(十一の項)	・審査案 ・開示決定案 ・理由	許認可等の効力が消滅する日に係る特定日以後5年	2(1)ア12(2)	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信事業その他の特に重要な公益事業に関するもの ・公益法人等の設立・廃止等、指導・監督等に関するもの	
(3) 不利益処分等 (不利益処分に関する重要な経緯)	ア 不利益処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十二の項)	・処分案 ・理由	5年	2(1)ア12(3)	廃棄	

	(4) 補助金等 (補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯)	ア 交付の要件に関する文書(十三の項イ)	・交付規則交付要綱実施要領 ・審査要領選考基準	交付に係る事業が終了する日に係る特定日以後5年	2(1)ア12(4)	以下について移管 ・補助金等の公布の要件に関する文書
		イ 交付のための決裁文書その他交付に至る過程が記録された文書(十三の項ロ)	・審査案 ・理由			
		ウ 補助事業等実績報告書(十三の項ハ)	・実績報告書			
	(5) 不服申立て等 (不服申立てに関する審議会等における検討その他の重要な経緯)	ア 不服申立書又は口頭による不服申立てにおける陳述の内容を録取した文書(十四の項イ)	・不服申立書 ・録取書	判決、決定その他の処分がされる日に係る特定日以後10年	2(1)ア12(5)	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの ・審議会等の裁決等について年度ごとに取りまとめたもの
		イ 審議会等文書(十四の項ロ)	・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・答申、建議又は意見			
		ウ 裁決、決定その他の処分をするための決裁文書その他当該処分に至る過程が記録された文書(十四の項ハ)	・弁明書 ・反論書 ・意見書			
		エ 裁決書又は決定書(十四の項ニ)	・裁決決定書			
	(6) 訴訟 (国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯)	ア 訴訟の提起に関する文書(十五の項イ)	・訴状 ・期日呼出状	訴訟が終結する日に係る特定日以後10年	2(1)ア12(6)	以下について移管 ・法令の解釈やその後の政策立案等に大きな影響を与えた事件に関するもの
		イ 訴訟における主張又は立証に関する文書(十五の項ロ)	・答弁書 ・準備書面 ・各種申立書 ・口頭弁論証人等調査 ・書証			
		ウ 判決書又は和解調書(十五の項ハ)	・判決書 ・和解調書			

職員の人事に関する事項

13 職員の人事 (職員の人事に関する事項)	(1) 人事評価実施規程 (人事評価実施規程の制定又は変更及びその経緯)	ア 立案の検討に関する調査研究文書(十六の項イ)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	10年	2(1)ア13(1)	廃棄 ※訓令別表第1の備考2に掲げるものも同様とする。(ただし、閣議等に関わるものについては移管)
		イ 制定又は変更のための決裁文書(十六の項ロ)	・規程案			
		ウ 制定又は変更についての協議案、回答書その他の内閣総理大臣との協議に関する文書(十六の項ハ)	・協議案 ・回答書			
		エ 軽微な変更についての内閣総理大臣に対する報告に関する文書(十六の項ニ)	・報告書			
	(2) 研修 (職員の研修の実施に関する計画の立案の検討その他の職員の研修に関する重要な経緯)	ア 計画の立案に関する調査研究文書(十七の項)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	3年	2(1)ア13(2)	
		イ 計画を制定又は改廃するための決裁文書(十七の項)	・計画案			
		ウ 職員の研修の実施状況が記録された文書(十七の項)	・実績			
	(3) 兼業 (職員の兼業の許可に関する重要な経緯)	ア 職員の兼業の許可の申請書及び当該申請に対する許可に関する文書(十八の項)	・申請書 ・承認書	3年	2(1)ア13(3)	
	(4) 退職手当 (退職手当の支給に関する重要な経緯)	ア 退職手当の支給に関する決定の内容が記録された文書及び当該決定に至る過程が記録された文書(十九の項)	・調査	支給制限その他の支給に関する処分を行うことができる期間又は5年のいずれか長い期間	2(1)ア13(4)	

その他の事項

14 告示、訓令及び通達 (告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯)	(1) 告示 (告示の立案の検討その他の重要な経緯(1の項から13の項までに掲げるものを除く。))	ア 立案の検討に関する審議会等文書(二十の項イ)	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言	10年	2(1)ア14(1)	廃棄
		イ 立案の検討に関する調査研究文書(二十の項イ)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング			
		ウ 意見公募手続文書(二十の項イ)	・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由			
		エ 制定又は改廃のための決裁文書(二十の項ロ)	・告示案			
		オ 官報公示に関する文書(二十の項ハ)	・官報の写し			

	(2) 訓令及び通達 (訓令及び通達 の立案の検討そ の他の重要な経 緯(1の項から 13の項までに 掲げるものを除 く。))	ア 立案の検討に関する調査研究文書 (二十の項イ) イ 制定又は改廃のための決裁文書 (二十の項ロ)	・外国・自治体・民間企業の 状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリ ング ・訓令案通達案 ・防衛省行政文書管理規則案 ・防衛省本省の部局において 使用する公印に関する訓令 案	10年	2(1)ア14(2)	以下について移管 ・防衛省行政文 書管理規則案そ の他の重要な訓 令及び通達の制 定又は改廃のた めの決裁文書
15 予算及び 決算 (予算及 び決算に 関する事 項)	(1) 予算 (歳入、歳出、 継続費、繰越明 許費及び国庫債 務負担行為の見 積に関する書類 の作製その他の 予算に関する重 要な経緯(5の 項(2)に掲げ るものを除 く。))	ア 歳入、歳出、継続費、繰越明許費 及び国庫債務負担行為の見積に関 する書類並びにその作製の基礎と なった意思決定及び当該意思決定 に至る過程が記録された文書(二 十一の項イ) イ 財政法(昭和22年法律第34 号)第20条第2項の予定経費要 求書等並びにその作製の基礎と なった意思決定及び当該意思決定 に至る過程が記録された文書(二 十一の項ロ) ウ ア及びイに掲げるもののほか、予 算の成立に至る過程が記録された 文書(二十一の項ハ) エ 歳入歳出予算、継続費及び国庫債 務負担行為の配賦に関する文書 (二十一の項ニ)	・概算要求の方針 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・概算要求書 ・予定経費要求書 ・継続費要求書 ・繰越明許費要求書 ・国庫債務負担行為要求書 ・予算決算及び会計令第12 条の規定に基づく予定経費 要求書等の各目明細書 ・行政事業レビュー ・執行状況調査 ・予算の配賦通知	10年	2(1)ア15(1)	以下について移管 ・財政法第17条第 2項の規定による 歳入歳出等見積書 類の作製の基礎と なった方針及び意 思決定その他の重 要な経緯が記録さ れた文書(財務大 臣に送付した歳入 歳出等見積書類を 含む。) ・財政法第20条第 2項の予定経費要 求書等の作製の基 礎となった方針及 び意思決定その他 の重要な経緯が記 録された文書(財 務大臣に送付した 予定経費要求書等 を含む。) ・上記のほか、行 政機関における予 算に関する重要な 経緯が記録された 文書
	(2) 決算 (歳入及び歳出 の決算報告書並 びに国の債務に 関する計算書の 作製その他の決 算に関する重要 な経緯(5の項 (2)に掲げる ものを除 く。))	ア 歳入及び歳出の決算報告書並びに その作製の基礎となった意思決定 及び当該意思決定に至る過程が記 録された文書(二十二の項イ) イ 会計検査院に提出又は送付した計 算書及び証拠書類(二十二の項 ロ) ウ 会計検査院の検査を受けた結果に 関する文書(二十二の項ハ) エ アからウまでに掲げるもののほ か、決算の提出に至る過程が記録 された文書(二十二の項ニ) オ 国会における決算の審査に関する 文書(二十二の項ホ)	・歳入及び歳出の決算報告書 ・国の債務に関する計算書 ・継続費決算報告書 ・歳入徴収額計算書 ・支出計算書 ・歳入簿歳出簿支払計画差引 簿 ・徴収簿 ・支出決定簿 ・支出簿 ・支出負担行為差引簿 ・支出負担行為認証官の帳簿 ・計算書 ・証拠書類(※会計検査院保 有のものを除く。) ・意見又は処置要求(※会計 検査院保有のものを 除く。) ・調査 ・警告決議に対する措置 ・指摘事項に対する措置	5年	2(1)ア15(2)	以下について移管 ・財政法第37条第 1項の規定による 歳入及び歳出の決 算報告書並びに国 の債務に関する計 算書の作製の基礎 となった方針及び 意思決定その他の 重要な経緯が記録 された文書(財務 大臣に送付した歳 入及び歳出の決算 報告書並びに国の 債務に関する計算 書を含む。) ・財政法第37条第 3項の規定による 継続費決算報告書 の作製の基礎と なった方針及び意 思決定その他の重 要な経緯が記録さ れた文書(財務大 臣に送付した継続 費決算報告書を含 む。) ・財政法第35条第 2項の規定による 予備費に係る調書 の作製の基礎と なった方針及び意 思決定その他の重 要な経緯が記録さ れた文書(財務大 臣に送付した予備 費に係る調書を含 む。) ・上記のほか、行 政機関における決 算に関する重要な 経緯が記録された 文書
16 機構及び 定員 (機構及 び定員に 関する事 項)	(1) 機構及び定員 (機構及び定員 の要求に関する 重要な経緯)	ア 機構及び定員の要求に関する文書 並びにその基礎となった意思決定 及び当該意思決定に至る過程が記 録された文書(二十三の項)	・大臣指示 ・政務三役会議の決定 ・省内調整 ・機構要求書 ・定員要求書 ・定員合理化計画	10年	2(1)ア16	移管

17 独立行政法人等 (独立行政法人等に関する事項)	(1) 年度目標 (独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯)	ア 立案の検討に関する調査研究文書(二十四の項イ)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング	10年	2(1)ア17(1)	移管
		イ 制定又は変更のための決裁文書(二十四の項ロ)	・年度目標案			
	(2) 報告、検査、指導監督等 (独立行政法人通則法その他の法律の規定による報告及び検査その他の指導監督に関する重要な経緯)	ウ 事業計画、事業報告書その他の年度目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書(二十四の項ハ)	・事業計画 ・事業報告書			
		ア 指導監督をするための決裁文書その他指導監督に至る過程が記録された文書(二十五の項イ)	・報告 ・検査	5年	2(1)ア17(2)	
	イ 違法行為等の是正のため必要な措置その他の指導監督の結果の内容が記録された文書(二十五の項ロ)		・是正措置の要求 ・是正措置			
18 政策評価 (政策評価に関する事項)	(1) 基本計画、評価書等 (行政機関が行う政策の評価に関する法律(平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。)第6条の基本計画の立案の検討、政策評価法第10条第1項の評価書の作成その他の政策評価の実施に関する重要な経緯)	ア 政策評価法第6条の基本計画又は政策評価法第7条第1項の実施計画の制定又は変更に係る審議会等文書(二十六の項イ)	・開催経緯 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告又は提言	10年	2(1)ア18	移管
		イ 基本計画又は実施計画の制定又は変更に至る過程が記録された文書(二十六の項イ)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング			
		ウ 基本計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書(二十六の項イ)	・基本計画案 ・通知			
		エ 実施計画の制定又は変更のための決裁文書及び当該制定又は変更の通知に関する文書(二十六の項イ)	・事後評価の実施計画案 ・通知			
		オ 評価書及びその要旨の作成のための決裁文書並びにこれらの通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(19の項に掲げるものを除く。)(二十六の項ロ)	・評価書 ・評価書要旨			
		カ 政策評価の結果の政策への反映状況の作成に係る決裁文書及び当該反映状況の通知に関する文書その他当該作成の過程が記録された文書(二十六の項ハ)	・政策への反映状況案 ・通知			
19 公共事業の実施 (公共事業の実施に関する事項)	(1) 事業計画、協議、調整、施工等 (直轄事業として実施される公共事業の事業計画の立案に関する検討、関係者との協議又は調整及び事業の施工その他の重要な経緯)	ア 立案基礎文書(二十七の項イ)	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定	事業終了の日に係る特定日以後5年又は事後評価終了の日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間	2(1)ア19	以下について移管 ・総事業費が特に大規模な事業(例:100億円以上)については、事業計画の立案に関する検討、環境影響評価、事業完了報告、評価書その他の重要なもの ・総事業費が大規模な事業(例:10億円以上)については、事業計画の立案に関する検討、事業完了報告、評価書その他の特に重要なもの ・工事誌
		イ 立案の検討に関する審議会等文書(二十七の項イ)	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言			
		ウ 立案の検討に関する調査研究文書(二十七の項イ)	・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・環境影響評価準備書 ・環境影響評価書			
		エ 政策評価法による事前評価に関する文書(二十七の項ヘ)	・事業評価書 ・評価書要旨			
		オ 公共事業の事業計画及び実施に関する事項についての関係行政機関、地方公共団体その他の関係者との協議又は調整に関する文書(二十七の項ロ)	・協議調整経緯			
		カ 事業を実施するための決裁文書(二十七の項ハ)	・実施案			
		キ 事業の経費積算が記録された文書その他の入札及び契約に関する文書(二十七の項ニ)	・経費積算 ・仕様書 ・業者選定基準 ・入札結果			
		ク 工事誌、事業完了報告書その他の事業の施工に関する文書(二十七の項ホ)	・工事誌 ・事業完了報告書 ・工程表 ・工事成績評価書			

		ケ 政策評価法による事後評価に関する文書（二十七の項へ）	・事業評価書 ・評価書要旨			
20 栄典又は表彰（栄典又は表彰に関する事項）	(1) 授与等（栄典又は表彰の授与又ははく奪の重要な経緯（5の項（2）に掲げるものを除く。））	ア 栄典又は表彰の授与又ははく奪のための決裁文書及び伝達の文書（二十八の項）	・選考基準 ・選考案 ・伝達 ・受章者名簿	10年	2(1)ア20	以下について移管 ・内閣総理大臣又は防衛大臣からの表彰のうち、特に重要な表彰に係るもの
21 国会及び審議会等（国会及び審議会等における審議等に関する事項）	(1) 国会審議（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	ア 国会審議文書（二十九の項）	・議員への説明 ・趣旨説明 ・想定問答 ・答弁書 ・国会審議録	10年	2(1)ア21(1)	以下について移管 ・大臣の演説に関するもの ・会期ごとに作成される想定問答
	(2) 審議会等（1の項から20の項までに掲げるものを除く。）	イ 審議会等文書（二十九の項）	・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議又は提言	10年	2(1)ア21(2)	移管（部会、小委員会等を含む。専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合に関するものを除く。）
22 文書の管理等（文書の管理等に関する事項）	(1) 文書の管理等	ア 行政文書ファイル管理簿その他の業務に常時利用するものとして継続的に保存すべき行政文書（三十の項）	・行政文書ファイル管理簿	常用（無期限）	2(1)ア22	以下について移管 ・移管廃棄簿
		イ 取得した文書の管理を行うための帳簿（三十一の項）	・受付簿 ・保存期間を1年未満として廃棄した行政文書ファイル等の種類の記録	5年		
		ウ 決裁文書の管理を行うための帳簿（三十二の項）	・決裁簿	30年		
		エ 行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（三十三の項）	・移管廃棄簿	30年		
23 統計調査に関する事項	(1) 統計調査に関する重要な経緯	ア 統計の企画立案に関する経緯が記録された文書	・基本方針 ・基本計画 ・要領	5年	2(1)ア23	廃棄
		イ 統計の承認に関する経緯が記録された文書	・承認申請書			
		ウ 統計の実施に関する経緯が記録された文書	・実施案 ・事務処理基準			
		エ 統計の集計結果に関する文書	・調査報告書	30年		移管
24 契約に関する事項	(1) 契約に関する重要な経緯（1の項から23の項までに掲げるものを除く。）	ア 契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	・仕様書案 ・協議・調整経緯	契約が終了する日に係る特定日以後5年	2(1)ア24	廃棄
25 行動命令に基づく自衛隊の活動に係る事項	(1) 行動命令に基づき活動する自衛隊の活動に係る重要な経緯	ア 大臣が発する行動命令及び当該命令の作成過程が記録された文書	・大臣が発する行動命令案	30年	2(1)ア25	移管
		イ 大臣が発する行動命令に基づく自衛隊の活動の記録又は報告であって、防衛大臣又は上級部隊（司令部を含む。以下同じ。）の指揮官の判断に資するもの（活動する部隊等が作成したものを除く。）	・活動成果報告 ・活動教訓資料	30年		
		ウ 行動命令に基づき活動する自衛隊の部隊等が作成した上級部隊への定時報告であって、防衛大臣又は上級部隊の指揮官の判断に資するもの	・日々報告 ・週間報告	10年		廃棄
		エ 行動命令に基づき活動する自衛隊の部隊等が作成した上級部隊への報告であって、防衛大臣又は上級部隊の指揮官の判断に資するもの（ウに掲げるものを除く。）	・随時報告	3年		移管
26 一般命令その他の命令に基づく自衛隊の部隊等の活動に係る事項	(1) 一般命令その他の命令に基づき実施する自衛隊の部隊等の活動の重要な経緯（1の項から25の項までに掲げるものを除く。）	ア 大臣が発する一般命令その他の命令（人事発令を除く。）及び当該命令の作成過程が記録された文書	・一般命令案 ・防衛大臣指示案	10年	2(1)ア26	移管
		イ 共同訓練・演習その他の命令に基づき実施する部隊等の活動に係る記録や報告であって、当該活動の過程及び実績を事後に跡付け、検証するために必要不可欠なもの	・活動成果報告 ・活動教訓資料	3年		

<p>27 防衛大臣及び防衛大臣から委任を受けた防衛副大臣又は防衛大臣政務官の職務上の命令のうち、防衛省における文書の形式に関する訓令（昭和38年防衛庁訓令第38号）に定める文書の形式によらないものであって、当該命令を文書化したもの（以下「指示書」という。）に基づく対応に係る事項</p>	<p>(1) 指示書に基づく対応に係る重要な事項（1の項から26の項までに掲げるものを除く。）</p>	<p>ア 指示書及び当該指示書を受けて作成された文書並びにこれらの作成過程が記録された文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指示書 ・回答 ・報告 	<p>10年</p>	<p>2(1)ア27</p>	<p>移管</p>
<p>28 緊急事態等における対処に関する事項</p>	<p>(1) 緊急事態に関する事実関係の上司や関係機関の担当者に対する速やかな伝達（25の項、26の項及び27の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>ア 緊急事態等に関する事実関係を上司や関係機関の担当者に速やかに伝達するためのFAX又は電子メール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかな伝達を要する事項を記載した文書 ・打合せ等の開催通知 	<p>1年未満（別途、当該緊急事態等について、意思決定過程や事務の実績の跡付け・検証に必要な文書を作成した場合に限る。）</p>	<p>—</p>	<p>廃棄（別途、当該緊急事態等について、意思決定過程や事務の実績の跡付け・検証に必要な文書を作成した場合に限る。）</p>
<p>29 庶務（第2欄に掲げる業務の区分（中分類）を所管する課等の指示を受けて当該課等（官房及び局の庶務担当課においては官房又は当該局等。以下同じ。）に係る部分のみ行う場合に限る。）</p>	<p>(1) 人事管理</p>	<p>ア 任用に関する文書 イ 給与の支払に関する文書 ウ 勤務時間及び休暇等に関する文書 エ 服務に関する文書 オ 人事異動に付随して作成する文書 カ その他人事管理に関して作成する文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人事発令通知 ・超過勤務等命令簿 ・管理職員特別勤務実績簿 ・管理職員特別勤手当整理簿 ・勤務時間報告書 ・出勤簿 ・休暇簿 ・休暇に関する文書及び報告書 ・振替（代休）管理簿 ・超過勤務代休時間指定簿 ・代休指定簿 ・勤務時間に関する文書 ・甲乙勤務表 ・休暇申請書 ・育児休業承認請求書の写し ・育児短時間勤務承認請求書の写し ・育児時間承認請求書の写し ・育児休業等計画書の写し ・養育状況変更届の写し ・自己啓発等休業承認請求書の写し ・倫理法関係報告資料 ・海外渡航承認申請関係資料 ・身上書 ・事務分掌表 ・旅行命令簿 	<p>3年 5年3月 5年1月 5年 3年 休業等の終了した日に係る特定日以後3年 3年 1年 5年</p>	<p>—</p>	<p>廃棄</p>

(2) 秘密保全・情報保証	ア 秘密文書の作成等に関する文書	・登録簿 ・接受簿 ・保管簿 ・貸借簿 ・破棄簿 ・管理簿	30年又は秘密文書等を廃棄（破棄）若しくは秘密指定を解除されてから10年のどちらか長い保存期間	—	廃棄
		・指定（解除、条件変更）書 ・通知書 ・複製書 ・送付書、受領書	秘密文書等を廃棄又は秘密指定を解除した日から5年		
		・閲覧簿 ・複写記録簿 ・閲覧承認書 ・交付伝達に係る文書	当該秘密文書等と同一の保存期間		
		・報告及び照会又は意見に係る文書	1年		
	イ 秘密保全検査に付随して作成する文書	・定期検査報告書 ・件名等報告 ・特別検査、特別管理秘密調査、内局内見回り点検に係る文書	5年		
	ウ 管理体制・流出防止に付随して作成する文書	・適格性に関する文書 ・取扱者指定に係る誓約書	当該職員が転属又は退職に係る特定日以後1年		
		・携帯電話持込許可書 ・取扱者名簿 ・保全責任者指定書 ・引継確認書 ・立入申請書	5年		
		・情報保証に係る誓約書	当該職員が転属又は退職に係る特定日以後5年		
		・個別面談に係る文書	3年		
		・報告及び照会又は意見に係る文書	1年		
エ 可搬記憶媒体の管理に関する文書		・可搬記憶媒体管理簿	可搬記憶媒体を廃棄した日に係る特定日以後5年		
(3) 文書管理	ア 行政文書の整理に関する文書	・標準文書保存期間基準	常用	—	廃棄
	イ 人事異動に付随して作成する文書	・文書管理者引継報告書	引継ぎを受けた文書管理者が後任者に引継ぎを行った日に係る特定日以後1年		
		・文書管理者等指定通知書	新たに文書管理者等指定通知書が作成された日に係る特定日以後1年		
	ウ 文書管理の監査に付随して作成する文書	・文書管理の監査結果	3年		
	エ 文書管理の点検に付随して作成する文書	・文書管理の点検結果	1年		
	オ 契印の割り印を押した文書	・契印控え	決裁文書と同一の保存期間		
(4) 個人情報	ア 個人情報の管理に関する文書	・個人情報ファイル簿 ・個人情報ファイル等管理台帳	当該保有個人情報文書と同一の保存期間	—	廃棄
	イ 個人情報の管理体制に関する文書	・点検、検査に関する文書	3年		
		・指定（解除）書、指定変更書	新たに保護責任者指定書等が作成された日に係る特定日以後1年		

	(5) 物品管理	ア 防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）第41条に規定する諸記録	・物品供用簿 ・物品管理簿 ・管理換票、供用換票、保管換票 ・供用票、返納票	5年又は30年（台帳形式の場合）	—	廃棄
	(6) 調達要求	ア 年度の予算により行う調達要求に関する文書	・調達要求書の写し ・納品書検査調査書	部内監査後に係る特定日以後1年	—	廃棄
	(7) 経費の執行	ア 国内旅費の執行に関する文書	・旅費請求書の写し ・出張伺い ・旅費使者払申請書の写し	部内監査後に係る特定日以後1年	—	廃棄
		イ 外国旅費の執行に関する文書	・旅費請求書の写し ・旅行日記の写し ・旅費使者払申請書の写し			
		ウ 経費の執行に関する文書	・会議費使用伺い			
	(8) 予算	ア 年度の予算に関する文書	・概略推計 ・概算要求 ・執行計画 ・示達書	1年	—	廃棄
	(9) 会計検査等	ア 不定期に行われる会計検査に付随して作成する文書	・会計検査受検資料	3年	—	廃棄
		イ 毎年度定期的に行われる部内会計監査に付随して作成する文書	・部内会計監査受検資料 ・チェックリスト	1年	—	廃棄
	(10) 業務支援	ア 毎年度定期的に行われる業務支援に付随して作成する文書	・他機関からの業務支援依頼 ・他機関への業務支援依頼	1年	—	廃棄
	(11) 機構・定員要求	ア 毎年度定期的に行われる機構・定員要求等に付随して作成する文書	・機構要求 ・定員要求	1年	—	廃棄
	(12) その他庶務	ア 行事関係文書	・行事に関する連絡	1年	—	廃棄
		イ 業務予定表	・年間業務予定表	1年	—	廃棄
30 一般 (当該課等の職員に共通する業務をいう。)	(1) 報道（他の行政文書ファイルに分類されない文書に限る。）	ア 報道関係文書	・報道想定問答	1年	—	廃棄
	(2) 協議等	ア 所掌事務に直接関係しない協議、意見照会等	・法令協議 ・白書協議 ・引用法令照会 ・意見照会	1年	—	廃棄
	(3) その他一般（本区分は、既存の事項に当てはまらない行政文書を一時的に整理保存するものであり、保存期間表の見直しを行う際に、本区分で整理した行政文書が適切に整理保存されるように新たな事項を定め、あわせて行政文書ファイル等の分類も定めるものとする。）	ア 重要な意思決定又は行政の記録に係る文書		10年	本区分を適用する場合、個々の行政文書ごとに訓令別表第2の該当性を判断する。	「移管」に該当する行政文書が含まれる行政文書ファイルは全て移管
	イ 通常的意思決定又は行政の記録に係る文書		5年			
	ウ 定型的な意思決定又は行政の記録に係る文書		3年			
	エ 軽易な意思決定又は行政の記録に係る文書		1年			

備考

- 第30の項(3)に掲げる分類は、仮分類での一時的な整理を要する場合（進行中の事務に係る行政文書ファイルをまとめた場合など）に用いるものとする。「行政文書ファイル」は年度ごとにまとめることを原則としていることを踏まえ、文書管理者は、年度末の時点で仮分類により整理した行政文書ファイル等について、その記載内容を確定させるものとする。
- 複数の文書管理者が同じ行政文書を保有することとなる場合において、防衛省行政文書管理細則（官文第4026号。23.4.1。以下「細則」という。）第8第1項第7号及び同項第8号に基づき一元的な管理に責任を有する文書管理者以外の文書管理者は、業務上の必要性に応じ、当該行政文書に、より短い保存期間（1年未満を含む。）を定めることができる。
- 文書管理者が同じ行政文書を複数保有することとなる場合においては、標準文書保存期間基準に従い保存すべき行政文書1部を除き、業務上の必要性に応じ、他の行政文書に、より短い保存期間（1年未満を含む。）を定めることができる。
- 保存期間の設定に際しては、防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号。以下「訓令」という。）第17条第5項（歴史公文書等）及び第6項（意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書）に該当するものを除き、保存期間を1年未満とすることができる。例えば次の類型に該当する文書の保存期間は、1年未満とすることができる。
 - 別途、正本又は原本が管理されている行政文書の写し
 - 定型的又は日常的な業務連絡、日程表等
 - 出版物や公表物を編集した文書
 - 所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答
 - 明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書
 - 意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書
- 前項の規定により1年未満の保存期間を設定する類型の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。
- 第4項の保存期間の起算日は、行政文書の作成又は取得に係る日の翌日とする。
- 前項の規定にかかわらず、第4項の規定により保存期間を1年未満とすることができる行政文書のうち受信した電子メールの保存期間の起算日は、当該電子メールの受信の日とすることができる。
- 第4項各号に該当する保存期間を1年未満とする行政文書については、文書管理情報の保存期間欄に同項の該当号を付記するものとする（例：別途、正本又は原本が管理されている行政文書の写しの場合 1年未満(1)）。
- 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第4項各号に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、訓令第17条第5項（歴史公文書等）、第6項（意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書）及び第8項（重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書）に該当しないことを確認した上で廃棄するものとする。この場合において、文書管理者は細則第10第3項第3号に定める期間の中で、どのような類型の行政文書ファイル等について、いつ廃棄したのかを記録し、当該期間終了後速やかに、主任文書管理者（大臣官房の文書管理者にあっては、副総括文書管理者）を通じて、総括文書管理者に報告するものとする。